

高知県県民栄誉賞顕彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学術、芸術、文化、スポーツ等の分野において輝かしい活躍をし、広く県民に敬愛され、県民に夢と希望、勇気、感動を与えたものに対して、その栄誉をたたえることを目的とする。

(顕彰の対象)

第2条 顕彰は、次の各号のいずれかに該当し、知事が前条の目的に照らして適当であると認めたものについて行う。

- (1) 学術、芸術、文化等の分野における権威ある賞を受賞したもの
- (2) スポーツの分野における権威ある大会において顕著な業績を残したもの
- (3) 前各号に掲げるもののほか、特に顕著な功績のあったもの

2 高知県県民栄誉賞を授与された後、さらに顕著な功績があったものに対し、高知県県民栄誉賞特別賞を授与し、これを顕彰することができる。

(顕彰)

第3条 顕彰は、表彰状及び副賞とする。

(顕彰の時期)

第4条 顕彰は、随時行う。

(公表)

第5条 顕彰を受けたものの氏名又は名称及びその事績は、高知県公報、高知県ホームページを活用するほか、広く報道機関に情報を提供して公表する。

(顕彰の手続き)

第6条 推薦者は、顕彰の対象となる分野を所管する県の部局長等とする。

(被顕彰者の選考)

第7条 知事は、顕彰者の選考に当たり、必要に応じて、有識者の意見を聴くことができるものとする。

(要綱の施行)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月28日から施行する。